

客引き行為等の適正化に係る繁華街対策業務委託事業者選定会議開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、客引き行為等の適正化に係る繁華街対策事業において、公募型プロポーザル方式により業務委託事業者を選定するにあたり、客観的で公平な選定を行うことによって透明性・公正性を確保するために開催する、「客引き行為等の適正化に係る繁華街対策業務委託事業者選定会議」（以下「選定会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選定会議の構成)

第2条 選定会議は、次の各号に掲げる有識者3名以上をもって構成する。

- (1) 客引き等迷惑行為対策に関する分野に造詣が深い学識経験者
- (2) 市民応対・接遇に関する分野に造詣が深い者
- (3) 事業運営体制や事業費積算に関する分野に造詣が深い有識者

(座長)

第3条 座長は構成員の互選により定める。

- 2 座長は選定会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故があるときには、座長があらかじめ定めた構成員がその職務を代理する。

(選定会議)

第4条 選定会議は、必要に応じ隨時開催する。

- 2 選定会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 座長が必要と認めるときは、選定会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催するものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、選定会議の委員は、座長の承認を得て、ウェブ会議の方法で選定会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、ウェブ会議の方法による選定会議への参加をもって選定会議に出席したものとみなすものとする。
- 5 座長は、緊急の必要があり選定会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむをえない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、意見を聴取し、選定会議に代えることができる。
- 6 選定会議は、非公開とする。

(調査・審議事項)

第5条 選定会議は、次に掲げる調査・審議を行う。

- (1) 業務委託事業者の選定方法及び選定基準に関するこ

- (2) 業務委託事業者になろうとする者から提出された企画提案書の内容の審査に関すること
- (3) その他選定に必要な事項

(開催期間)

第6条 選定会議の開催期間は、業務委託事業者が決定するまでとする。

(守秘義務)

第7条 構成員は、選定会議の職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 選定会議の庶務は、市民局区政支援室地域安全担当において行う。

(施行の細目)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年12月18日から施行する。
- 2 この要綱は、客引き行為等の適正化に係る繁華街対策業務委託に係る契約の締結日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。